

在留許可手数料の減額対象者のガイドラインについて

令和8年8月 | S A 世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留許可手数料の減額対象者

①生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者と、②人道上の配慮をする必要がある者

①②の双方に該当する場合に減額対象者になり得る

①生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者

(1) 生活保護法の取扱いに準じた保護を受けている者

※ 主に②(1)、(2)に対応

(2) 難民認定申請者等に対する保護措置を受けている者（保護費の支給を受けている者に限る。）

※ ②(3)から(6)までに対応

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

※ 主に②(1)、(2)に対応

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同程度に生活に困窮していると認められる者（注1）

※ ②(3)、(7)から(12)までに該当する者に限る。

（注1）在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る審査において、資産状況や在留状況等を踏まえ、個別に判断する。

※ 永住許可を受ける者については、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子等に限り、在留許可手数料の減額の対象となり得るが、①②の要件に該当するかどうかは、資産状況や在留状況等を踏まえ、個別に判断する。

②人道上の配慮をする必要がある者

(1) 難民等の認定を受けた者で「定住者」として在留期間の更新を受ける者等

(2) 引き続き我が国に在留することが相当であると判断される者で、「日本人の配偶者等」等の身分資格で在留期間の更新を受ける者

(3) 難民等の認定を受け、「特定活動」から「定住者」への変更を受ける者

(4) 難民等と認定されなかったものの、本国の情勢を踏まえ人道的な配慮を理由に「特定活動」への変更を受ける者等

(5) 本国における情勢不安を理由に「特定活動」への変更を受ける者等

(6) 難民認定申請者等（注2）で、「特定活動」への変更を受ける者等

(7) 人身取引等の被害者で、「特定活動」への変更を受ける者等

(8) 児童養護施設等に入所している外国人で、「特定活動」への変更を受ける者等

(9) 指定難病の患者・特別障害者又はこれらの者を監護・養育する者等で、「特定活動」への変更を受ける者等

(10) 障害児・重度障害児又はこれらの者を監護・養育する者等で、「特定活動」への変更を受ける者等

(11) 日本人又は特別永住者の実子を単独で監護・養育している外国人で「特定活動」への変更を受ける者等

(12) (1)から(11)までに掲げる者のほか、引き続き本邦での在留を認めないことが人道的見地から酷であると認められる事情がある者

（注2）難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件に振り分けられた者、再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件に振り分けられた者等を除く。